

『表現文化』投稿規定

1. 本誌への執筆資格は、原則として、大阪市立大学文学研究科表現文化学教室所属の教員、大学院生、学生および大学院修了者、学部卒業生とする。ただし編集委員会が許可した場合、あるいは、特に原稿を依頼する場合はこの限りではない。
2. 本誌掲載論文は表現文化学の対象領域を扱うものに限る。
3. 投稿された論文については査読を行い、編集委員会が採否を決定する。採用にあたっては、編集委員会が書き直しを求めることがある。
4. 使用言語は問わないが、母国語以外の言語で執筆される論文の場合には、あらかじめネイティブ・スピーカーのチェックを受けること。
5. 投稿原稿は原則として未発表のものでなければならない。ただし口頭発表のみが先行している場合は投稿可とする。
6. 論文の長さは日本語で 16000 字～ 24000 字以下とする。
7. 研究報告（研究ノート）は日本語で 12000 字～ 20000 字以下とする。
8. エッセイは日本語で 6000 字～ 12000 字とする。
9. 資料は日本語で 12000 字～ 24000 字とする。
10. 原稿は手書きではなくパソコン等を用いて作成し、入稿は電子データで行うこととする。
11. 原稿中に著作権処理を必要とする図版・譜例などの引用がある場合には、著者が責任をもって行うものとする。
12. 本誌に発表された論文等の著作権は、著者に帰属する。なお、編集委員会は、本誌に掲載された論文等について、著者に許諾を得ることなく、学術情報公開の目的のために電子データ等の形で刊行する権利を保留するものとする。
13. 原稿の執筆に際しては、編集委員会で作成した「執筆要項」を参照すること。